

# 岐阜市立女子短期大学共同研究取扱規程

平成21年9月30日決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）において民間機関等から研究員及び研究経費又はそのいずれかを受け入れて、本学の教員が当該民間機関等と共通の課題について共同して行う研究（以下「共同研究」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間機関等 会社法（平成17年法律第86号）等に基づく会社、国、地方公共団体、民法（昭和29年法律第89号）第34条に基づく公益法人その他本学以外の機関をいう。
- (2) 共同研究員 民間機関等において現に研究業務に従事している者で、当該民間機関等に在職のまま共同研究を行うために本学に派遣されたものをいう。
- (3) 共同研究担当者 共同研究を行う本学の教員をいう。
- (4) 共同研究機関 この規程に基づき、本学と共同研究を行う民間機関等をいう。

(共同研究の基準)

第3条 共同研究は、本学の教育及び研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(受入れの手續)

第4条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等は、共同研究申請書（様式第1号）により学長に申請しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による申請があった場合は、申請内容を審査し、共同研究の受入が適当であると認めるときは、当該共同研究を承諾するものとする。
- 3 学長は、前項の規定により承諾した場合は、申込みをした民間機関等に共同研究受入承諾書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 岐阜市は、前条の規定により承諾した場合は、共同研究機関と共同研究契約書により契約を締結するものとする。

(経費の負担)

第6条 共同研究機関は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める共同研究に必要な経費（以下「研究経費」という。）を負担しなければならない。

- (1) 共同研究員が本学において共同研究に従事する場合の経費 共同研究員ごとに研究生規程（昭和54年4月1日決裁）第4条に規定する研究料
- (2) 謝金、旅費、設備費その他当該共同研究を遂行するために直接必要となる経費（以下「直接経費」という。） 本学と共同研究機関が協議して定める金額
- (3) 前号の規定により共同研究機関が負担する直接経費に10%を乗じた間接経費

2 共同研究機関は、研究経費を岐阜市が発行する納入通知書により、前条の契約の締結後から当該共同研究の開始前までの間に納付しなければならない。ただし、共同研究機関の予算又は経理上の問題その他の真にやむを得ない理由により、学長が前納が困難であると認める場合は、この限りでない。

(直接経費の取扱い)

第7条 直接経費の取扱いについては、岐阜市立女子短期大学における研究交付金取扱要綱(平成14年6月1日決裁)に規定する研究交付金の例による。

(交付申請)

第8条 共同研究担当者は、共同研究機関から研究経費が納付された後に、当該共同研究に係る研究交付金の交付申請を行うものとする。

(設備等の取扱い)

第9条 本学は、その施設及び設備を共同研究の用に供するものとする。

2 研究経費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

3 学長が共同研究の遂行上必要があると認める場合は、共同研究機関が所有する設備等を受け入れることができる。

(中止及び期間の延長)

第10条 学長は、天災その他共同研究遂行上やむを得ない事由があると認める場合は、共同研究機関と協議の上、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

(共同研究完了の報告)

第11条 共同研究担当者は、共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書(様式第3号)を学長に提出するものとする。

2 共同研究担当者は、前項の規定による提出を行った後に、共同研究機関に共同研究完了報告書の写しを送付するものとする。

(研究成果の公表)

第12条 共同研究の成果の公表は、知的財産に係る権利の取得の妨げにならない範囲において、共同研究機関と協議の上、学長の許可を得て行わなければならない。

(知的財産規程の適用)

第13条 共同研究担当者が単独で創出した知的財産及び共同研究機関の研究者と共同して創出した知的財産に係る権利中の本学の持分の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、発明に関する規程の規定を適用するものとする。

(他大学等との共同研究についての適用)

第14条 他の国立大学、公立大学、私立大学、海外の大学、その他学術研究を目的とする非営利の研究機関との共同研究については、学長が当該大学等の長と協議の上、この規程の規定と異なる取扱いとすることができる。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

(あて先)岐阜市立女子短期大学長

(申請者)

住 所

機関名等

代表者名

㊞

## 共同研究申請書

岐阜市立女子短期大学共同研究取扱規程を遵守し、下記のとおり共同研究を行いたいので申請します。

### 記

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 研究経費負担額 円

(内訳)

(1)共同研究員に係る研究料 円

(2)直接経費 円

(3)間接経費(直接経費の10%) 円

4 研究期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

5 共同研究担当者 別添の共同研究者名簿のとおり

6 その他必要な事項

(添付書類)短期大学に派遣する研究員の履歴書及び研究業績書

(別添)

共同研究者名簿

区 分	氏 名	所属・職名
申請者の 機関に所 属する研 究員	岐阜市立女子 短期大学に派 遣される研究 員	
	申請者の施設 において当該 研究に従事す る研究員	
共同研究に参加する 岐阜市立女子短期大 学の教員		

様

岐阜市立女子短期大学  
学長

## 共同研究受入承諾書

平成 年 月 日付けで申請のありました共同研究については、内容を審査した結果、教育研究上支障がないものと認め、下記のとおり受け入れることを承諾しましたので通知します。

### 記

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 研究経費負担額 円

(内訳)

(1)共同研究員に係る研究料 円

(2)直接経費 円

(3)間接経費(直接経費の10%) 円

4 研究期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

5 共同研究担当者 別添の共同研究者名簿のとおり

6 その他必要な事項

(別添)

共同研究者名簿

区 分		氏 名	所属・職名
申請者の 機関に所 属する研究 員	岐阜市立女子 短期大学に派 遣される研究 員		
	申請者の施設 において当該 研究に従事す る研究員		
共同研究に参加する 岐阜市立女子短期大 学の教員			

(あて先)

岐阜市立女子短期大学長

研究担当者

## 共同研究完了報告書

下記のとおり、共同研究を完了しましたので報告いたします。

### 記

1 研究題目

2 研究実績内容及びその成果

3 研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 共同研究者